

Q 変形労働時間制で、産婦が「1日8時間を超える日は、早帰りしたい」と請求した場合どうなりますか

A

労基法第66条では、妊産婦が請求した場合、変形労働時間制の規定にかかわらず1日8時間、週40時間を超えて労働させてはならないと規定しています。

「妊産婦」とは、「妊娠中の女性および産後1年を経過しない女性」をいいます（労基法第64条の3）。

対象となる変形労働時間制は、次のとおりです。

- ① 1カ月単位変形労働時間制
- ② 1年単位変形労働時間制
- ③ 1週間単位非定型的変形労働時間制

変形制の勤務割上、例えば所定労働時間10時間と設定した日に8時間しか働かなければ、1カ月の所定労働時間に不足が生じます。

ノーワーク・ノーペイの原則に従って欠務時間相当の賃金をカットすることも可能で、1カ月分の基準内賃金を保障する義務はありません。

勤務時間の短縮等を選択したのと同じ結果となります。

本人が、仮に「毎日、8時間ずつ働いて、1月の所定労働時間に不足がないようにしたい」といっても、8時間勤務制に戻す必要もありません。